

議第64号

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月13日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号）

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

議第65号

富士市税条例の一部を改正する条例制定について

富士市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月13日提出

富士市長 小長井 義 正

## 富士市税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
( 条 例 第 号 )

富士市税条例（昭和61年富士市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第28条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第31条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第33条中「及び県民税額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額」に改める。

第36条第1項中「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第43条第1項中「なつた場合においては」を「なつた場合には」に、「ある場合においては」を「ある場合には」に、「ない場合においては、」を「ない場合には」に改め、同条第2項中「第17条の2の規定の例」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみ

なして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第43条の2第1項中「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第43条の5において同じ。)」を加える。

第43条の6第1項中「においては」を「には」に改め、同条第2項中「第17条の2の規定」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第92条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第12条の2に次の1項を加える。

23 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第12条の3第11項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第24条の2第4項及び第25条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第31条の7中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第92条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の富士市税条例（以下「新条例」という。）附則第25条第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第24条の2第2項の改正規定、第31条に1項を加える改正規定並びに第33条、第36条、第43条、第43条の2及び第43条の6の改正規定並びに附則第24条の2第4項及び第25条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第25条第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第28条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の富士市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第28条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき富士市税条例第28条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第92条第1号エ及び附則第25条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第24条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議第66号

富士市環境基本条例の一部を改正する条例制定について

富士市環境基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月13日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市環境基本条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

富士市環境基本条例（平成12年富士市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項を次のように改める。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

第23条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員長は市長、副委員長は主管の副市長、委員は市職員のうちから市長が定める職にある者をもって充てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議第67号

富士市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

富士市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月13日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市火災予防条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号）

富士市火災予防条例（昭和41年富士市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等との接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第

7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

#### 別表第7 削除

##### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の富士市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議第68号

工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関し議決を求めることについて（令和3年度富士市環境クリーンセンター解体工事）

令和3年9月10日議第86号をもって提出し、同日に議決を得た「令和3年度富士市環境クリーンセンター解体工事」の工事請負契約のうち次のとおり契約の一部を変更する契約を締結したいので議決を求める。

令和5年6月13日提出

富士市長 小長井 義正

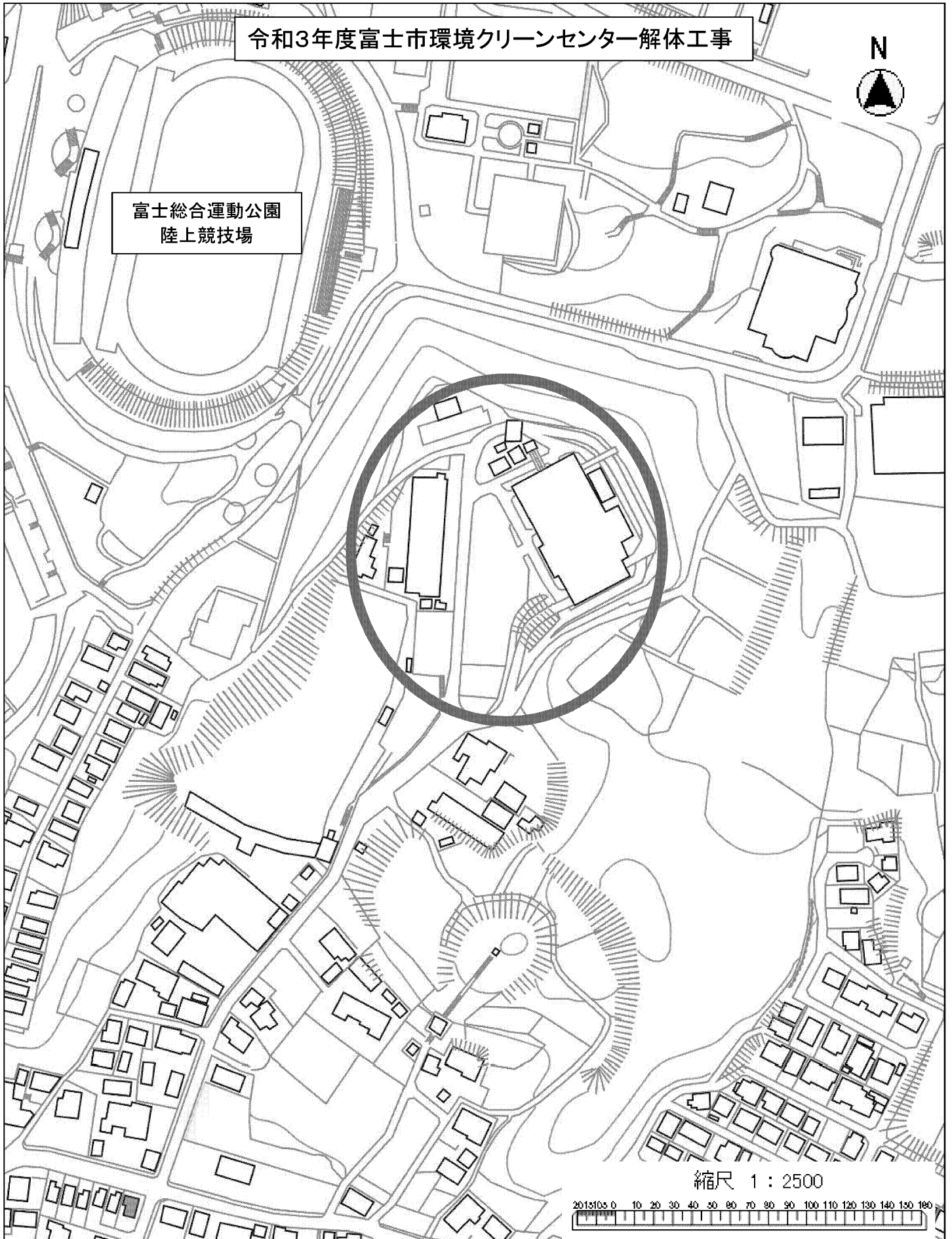
### 記

契約金額「1,111,000,000円」とあるのを「1,080,717,000円」に改める。

### 変更理由

土壌汚染対策工事において土壌の調査をした結果、汚染土壌の撤去及び処分の数量に減少が生じたため

# 位置図





議第69号

財産の取得に関し議決を求めることについて

(富士川左岸緑地整備事業用地取得)

富士川左岸緑地整備事業用地として、次により土地を取得したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第3条の規定により議決を求める。

令和5年6月13日提出

富士市長 小長井 義正

記

1 取得する土地の表示

富士市五貫島字大淵846番1ほか18筆（別紙のとおり）

25,178.04平方メートル

2 予定価格

25,913,007円

3 契約の相手方

富士市土地開発公社

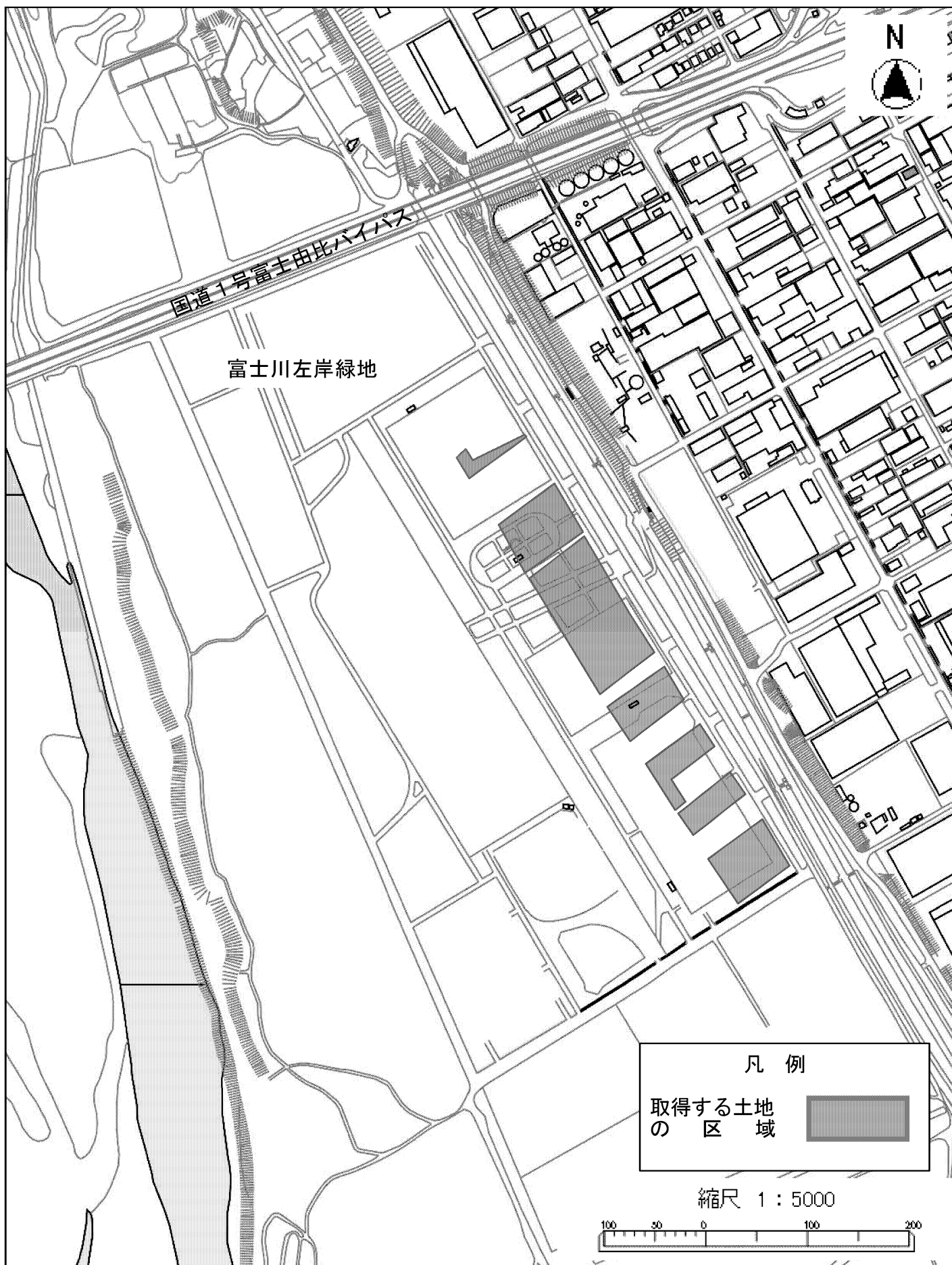
理事長 森田正郁

富士川左岸緑地整備事業用地

No.	所在地番	登記簿地目	面積 (㎡)
1	富士市五貫島字大淵 846 番 1	河川	1,087.00
2	富士市五貫島字大淵 859 番 1	河川	2,052.00
3	富士市五貫島字大淵 860 番	河川	1,404.00
4	富士市五貫島字大淵 861 番 1	河川	776.00
5	富士市五貫島字大淵 864 番 1	河川	2,029.00
6	富士市五貫島字大淵 866 番 1	河川	2,023.00
7	富士市五貫島字大淵 867 番 1	河川	1,986.00
8	富士市五貫島字大淵 870 番 1	河川	1,785.02
9	富士市五貫島字大淵 871 番 1	河川	1,963.02
10	富士市五貫島字蒲淵 924 番 2	河川	842.00
11	富士市五貫島字蒲淵 925 番 1	河川	919.00
12	富士市五貫島字蒲淵 925 番 2	河川	922.00
13	富士市五貫島字蒲淵 927 番	河川	1,345.00
14	富士市五貫島字蒲淵 928 番の一部	河川	266.00
15	富士市五貫島字蒲淵 930 番	河川	337.00
16	富士市五貫島字世帯割 931 番	河川	1,844.00
17	富士市五貫島字世帯割 936 番	河川	1,900.00
18	富士市五貫島字世帯割 937 番 1	河川	882.00
19	富士市五貫島字世帯割 937 番 2	河川	816.00
合 計			25,178.04



# 富士川左岸緑地整備事業用地位置図



議第70号

財産の取得に関し議決を求めることについて

(水槽付消防ポンプ自動車取得)

次のとおり水槽付消防ポンプ自動車を取得したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第3条の規定により議決を求める。

令和5年6月13日提出

富士市長 小長井 義正

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得物品名  | 水槽付消防ポンプ自動車   |
| 2 取得価格   | 89,100,000円   |
| 3 契約の相手方 | 東京都八王子市中野上町2丁目31番1号<br>日本機械工業株式会社 本社営業部<br>部長 山下 康弘 |
| 4 契約の方法  | 公募型指名競争入札   |
| 5 配置場所   | 中央消防署大淵分署   |

水槽付消防ポンプ自動車概要

シ ヤ シ ー	型 式	いすゞ 2PG-FSS90S2
	諸 元	
	キ ャ ブ	ダブルキャブ
	乗 車 定 員	6人
	エンジン総排気量	5, 193cc
	ホイールベース	3, 790mm
	エンジン最高出力	154kW (210ps) / 2, 400rpm
駆 動 方 式	四輪駆動	

ぎ  装	型 式	水I-B型
	諸 元	
	ポ ン プ	A-2級
	ポンプ制御装置	自動調圧装置
	揚 水 方 式	自動揚水方式
	真 空 ポ ン プ	無給油式 (電磁クラッチ)
	水 槽 容 量	1. 5m <sup>3</sup>
	吸 水 口	75mm×3口 (左右各1、横引き用1)
	吐 水 口	65mm×4口 (左右各2)
	中 継 口	65mm×2口 (左右各1)
	吸 水 管	75mm×10m×1本
	電 磁 流 量 計	車体両側 各1
積 算 流 量 計	一式	

議第71号

財産の取得に関し議決を求めることについて

(化学消防ポンプ自動車取得)

次のとおり化学消防ポンプ自動車を取得したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第3条の規定により議決を求める。

令和5年6月13日提出

富士市長 小長井 義正

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得物品名  | 化学消防ポンプ自動車  |
| 2 取得価格   | 85,470,000円   |
| 3 契約の相手方 | 東京都八王子市中野上町2丁目31番1号<br>日本機械工業株式会社 本社営業部<br>部長 山下 康弘 |
| 4 契約の方法  | 公募型指名競争入札   |
| 5 配置場所   | 西消防署南分署   |

化学消防ポンプ自動車概要

シ ヤ シ ー	型 式	いすゞ 2PG-FSR90S2
	諸 元	
	キ ャ ブ	ダブルキャブ
	乗 車 定 員	6人
	エンジン総排気量	5, 193cc
	ホイールベース	3, 790mm
	エンジン最高出力	154kW (210ps) / 2, 400rpm
駆 動 方 式	後輪駆動	

ぎ            装	型 式	Ⅱ型
	諸 元	
	ポ ン プ	A-2級
	薬液混合方式	ポンププロポーション方式
	ポンプ制御装置	自動調圧装置
	揚 水 方 式	自動揚水方式
	真 空 ポ ン プ	無給油式 (電磁クラッチ)
	水 槽 容 量	1. 5m <sup>3</sup>
	薬液槽容量	0. 5m <sup>3</sup>
	吸 水 口	75mm×2口 (左右各1)
	吐 水 口	65mm×5口 (左右各2、放水銃1)
	中 継 口	65mm×2口 (左右各1)
	吸 水 管	75mm×10m×2本
	電 磁 流 量 計	車体両側 各1
積 算 流 量 計	一式	

議第72号

財産の取得に関し議決を求めることについて

(高規格救急自動車取得)

次のとおり高規格救急自動車を取得したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第3条の規定により議決を求める。

令和5年6月13日提出

富士市長 小長井 義 正

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得物品名  | 高規格救急自動車  |
| 2 取得価格   | 47,833,500円   |
| 3 契約の相手方 | シャシー<br>静岡県葵区流通センター11番4号<br>株式会社ケイショウ車体<br>代表取締役 高橋 憲 和<br>高度救命処置用資機材<br>沼津市大岡3995番地の1<br>協和医科器械株式会社 沼津支店<br>支店長 鈴木 一 樹 |
| 4 契約の方法  | 公募型指名競争入札   |
| 5 配置場所   | 西消防署南分署   |

高規格救急自動車概要

シ ャ ン ー	型 式	トヨタ CBF-TRH226S
	諸 元	
	全 長	5,640mm
	全 幅	1,895mm
	全 高	2,490mm
	ホイールベース	2,360mm
	車両総重量	3,030kg
	乗車定員	7人
	エンジン総排気量	2,693cc
エンジン最高出力	111kW(151ps) / 4,800rpm	
駆動方式	四輪駆動	

	主な救急資機材	説 明
高 度 救 命 処 置 用 資 機 材	観察用資機材	
	(1) 血圧計	血圧の測定
	(2) ベッドサイドモニター	心電図波形、脈拍、血液中酸素飽和度等の測定
	呼吸・循環管理用資機材	
	(1) 人工呼吸器	機器による呼吸の確保
	(2) 電動吸引器	口腔内及び鼻腔内のおう吐物、血液等の吸引
	(3) 喉頭鏡	喉頭の観察及び展開
	(4) 心臓マッサージシステム	吸着パッド及び吸着カップによる自動心臓マッサージ
	(5) 除細動器	心室細動症状の電氣的除去
	創傷等保護用資機材	
(1) 救急分娩 <sup>べん</sup> セット	救急搬送中の分娩	
保温・搬送資機材		
(1) バックボード	脊椎損傷の疑いのある傷病者の搬送	
(2) レスキューシート	座位による傷病者の搬送	

議第73号

財産の取得に関し議決を求めることについて  
(消防ポンプ自動車取得)

次のとおり消防ポンプ自動車を取得したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第3条の規定により議決を求める。

令和5年6月13日提出

富士市長 小長井 義正

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得物品名  | 消防ポンプ自動車   |
| 2 取得価格   | 27,148,000円  |
| 3 契約の相手方 | 静岡市駿河区高松2丁目18番13号<br>日本ドライケミカル株式会社 静岡営業所<br>所長 佐藤 綱康 |
| 4 契約の方法  | 公募型指名競争入札  |
| 5 配置場所   | 富士市消防団第25分団  |



消防ポンプ自動車概要

シ ヤ シ ー	型 式	いすゞ 2RG-NMR88N
	諸 元	
	キ ャ ブ	ダブルキャブ
	乗 車 定 員	8人 (キャブ内6人、後部2人)
	エンジン総排気量	2,999cc
	ホイールベース	2,750mm
	エンジン最高出力	110kW (150ps) / 2,800rpm
駆 動 方 式	後輪駆動	

ぎ  装	型 式	CD-I型
	諸 元	
	ポ ン プ	A-2級
	真 空 ポ ン プ	無給油式 (電磁クラッチ)
	揚 水 方 式	自動揚水方式
	吸 水 口	75mm×2口 (左右各1)
	吐 水 口	65mm×4口 (左右各2)
	中 継 口	65mm×2口 (左右各1)
吸 水 管	75mm×10m×2本 (左右各1)	

議第74号

田子の浦港内公有水面埋立てについて

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により次のとおり静岡県知事から意見を求められたので、異議のない旨の意見を述べることにつき、同条第4項の規定により議決を求める。

令和5年6月13日提出

富士市長 小長井 義正

- |   |                    |                    |
|---|--------------------|--------------------|
| 1 | 出願人                | 静岡県                |
| 2 | 埋立区域の位置            | 富士市依田橋地先公有水面       |
| 3 | 埋立地の用途             | 埠頭 <sup>か</sup> 用地 |
| 4 | 埋立区域の面積            | 41.57平方メートル        |
| 5 | 埋立てに関する工事の施行に要する期間 | 着手の日から2年           |

# 埋立区域 位置図



東海道新幹線

国道1号

保  
管  
施  
設  
用  
地  
「  
ホ  
ー  
ト  
」

埋立区域の位置

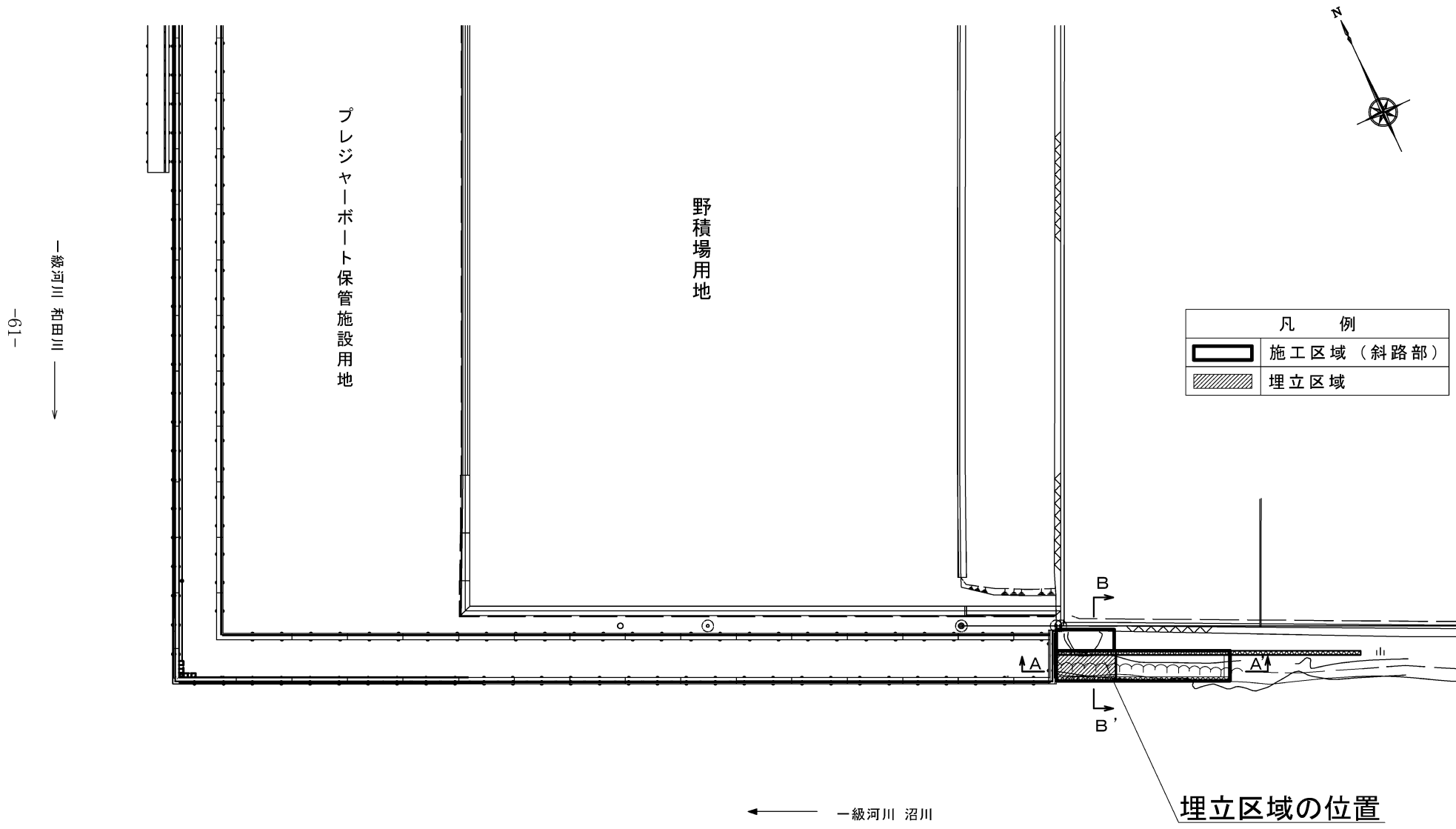
吉原駅

田子の浦港

縮尺 1 : 5000

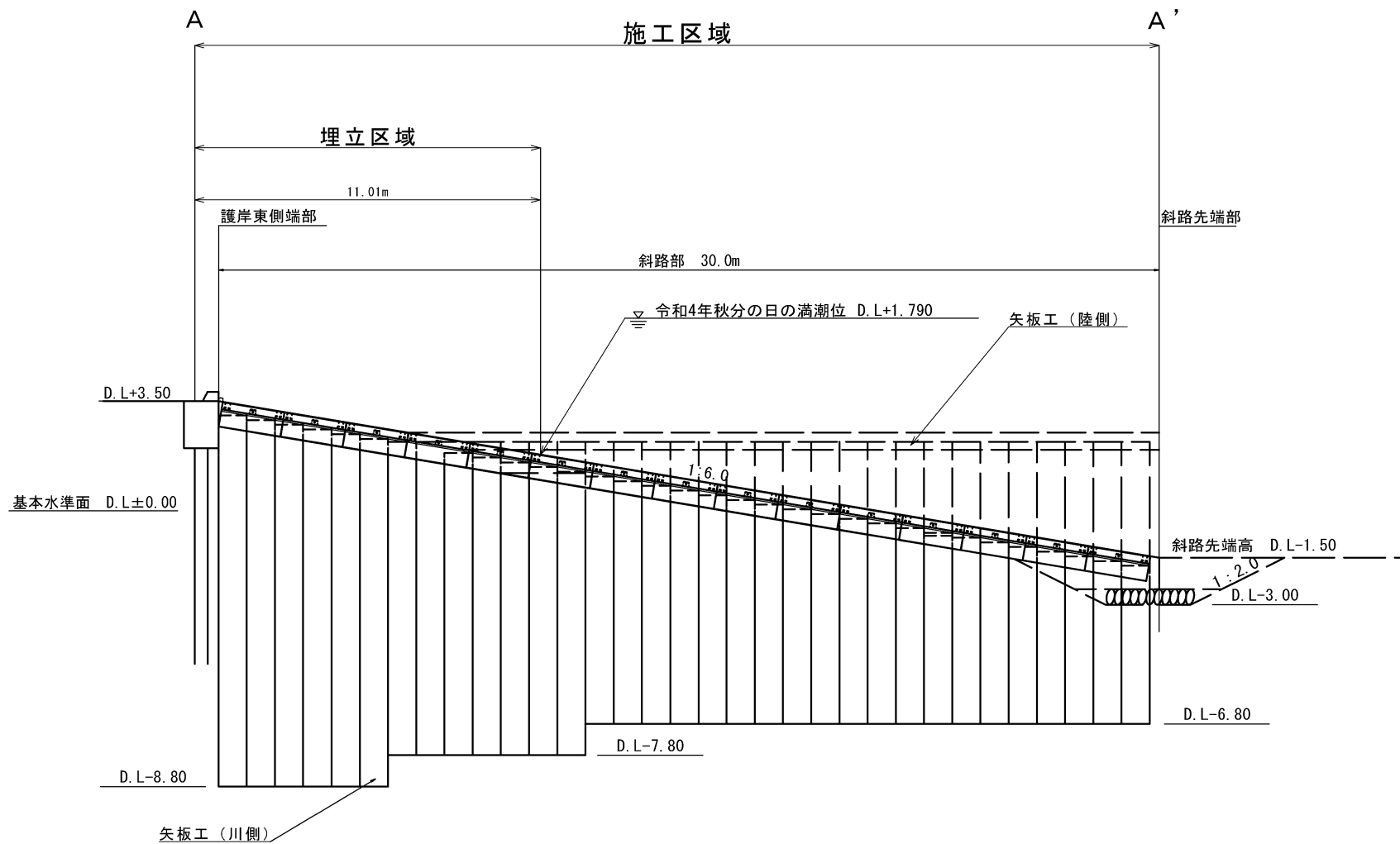


# 埋立地 平面図



# 埋立地縦断面図

(A - A' 断面)



# 埋立地横断面図

